

監事監査報告書

令和6年5月20日

学校法人横浜商科大学 理事会 御中
学校法人横浜商科大学 評議員会 御中

学校法人横浜商科大学

監事 松下芳光 
監事 吉澤幸次郎 

私たち学校法人横浜商科大学の監事は、私立学校法第37条3項並びに学校法人横浜商科大学寄附行為第15条に基づき、令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の学校法人の業務及び財産状況を監査しました。

その結果について、下記の通り報告します。

記

1 監査方法の概要

私たちは、理事会、評議員会に出席したほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計算書類について検討するなど、必要とされている監査手続きを実施しました。

2 監査の結果

- (1) 学校法人の業務に関する決定及び執行は適正であり、不正の行為または法令若しくは寄附行為等に違反する重大な事実はないものと認められます。

また、令和5年度は新たに建設された新研究棟の使用開始、収容定員の増加、大学院設置申請など、学校法人の更なる充実に向けた対応がなされていました。

他方、業務上必要な理事会決議を欠くなど手続的な瑕疵が認められたことや、経費の精算に不十分な点が認められたことから、理事会・評議員会その他の決議事項、審議事項を十分確認するとともに、ガバナンスの更なる強化に向けて尽力して頂くよう理事会・評議員会に要望します。

- (2) 財産目録及び計算書類は、法令及び寄附行為等に従い、学校法人の収支及び財産の状況を適正に表示しているものと認めます。

以上